

承認工場(関税暫定措置法第9条の2第1項)

令和7年10月1日現在

管轄税関	管轄官署	名称	法人番号	所在地	備考
大阪税関	本関	全国精麦工業協同組合連合会 (飯坂精麦(株))	2010605001051 (1120101041228)	大阪府高石市高砂2丁目3番地	定13条

【注】備考欄に「定13条」の記載がある場合は、関税定率法第13条第1項の製造工場の承認も受けている工場となります。